

(その1)

収支報告書

令和5年分
開催分

(ふりがな) まるとこういちろうこうえんかい

1 政治団体の名称 まるとこう一郎後援会

2 主たる事務所の所在地 神奈川県大和市大和南1丁目14番3号
中丸ビル201/

3 代表者の氏名 (姓) (名)
丸田 康一郎

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
吉原 弘二

事務担当者の氏名 (姓) (名)
安島 麻美

(電話) 046-264-5666

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input type="checkbox"/> 政党の支部	の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (候補者等)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名) <u>丸田 康一郎</u>

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項	第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項	第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	(姓) (名) <u>丸田 康一郎</u>
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (候補者等)	
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
令和5年 7月 3日 から	
令和5年 12月 31日 まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和5年 7月 3日 から	
令和5年 12月 31日 まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



1543 10453 宮 N

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	6,180,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	6,180,000
支 出 総 額	1,471,629
翌年への繰越額	4,708,371

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	180,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	5,000,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	5,180,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	5,180,000	

(その4)

(4) 借入金			
行番号	借入先	金額	備考
1	丸田康男	1,000,000	令和5年10月12日
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	1,000,000	
	合計	1,000,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
1	北口良隆	60,000	R5/12/26	東京都世田谷区玉川4-14-19	会社役員	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	60,000				
	その他の寄附	120,000				
	合計	180,000				

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	英友会	5,000,000	R5/8/23	埼玉県さいたま市浦和区常磐9-27-9	村井英樹	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	5,000,000				
	その他の寄附	0				
	合 計	5,000,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	123,821	0	
(4) 事 務 所 費	991,928	0	
小 計	1,115,749	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	174,425	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	176,455	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	176,455	0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	5,000	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	355,880	0	
合 計	1,471,629		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	冷蔵庫	17,380	R5/7/27	(株)トレジャー・ファクトリー	東京都千代田区神田練堀町3番地	
2	商品代(椅子)	43,940	R5/7/27	(株)ネットフォース	東京都江戸川区南小岩3-17-4	
3	椅子	12,848	R5/7/27	よろずやマルシェ	兵庫県姫路市北条口2-66	
4	テーブル	17,580	R5/7/27	オフィスコム(株)	東京都千代田区九段北4-1-7九段センタービル7F	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	91,748				
	その他の支出	32,073				
	合 計	123,821				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	コピー代	20,000	R5/7/14	LAWSON瀬谷四丁目店	横浜市瀬谷区瀬谷4-45-8	
2	事務所仲介手数料	110,000	R5/7/21	大東建託リーシング(株)	東京都港区港南2-16-1	
3	月極駐車場仲介手数料	13,200	R5/7/21	(株)和光不動産	大和市中央2-1-4	
4	事務所敷金	300,000	R5/7/21	(株)和光不動産	大和市中央2-1-4	
5	月極駐車場敷金	13,200	R5/7/21	(株)和光不動産	大和市中央2-1-4	
6	礼金賃料共益費等	271,910	R5/7/28	中丸フミ子	大和市大和南1-14-3	
7	事務所カギ交換代	14,300	R5/7/28	町田カギサービス	町田市南成瀬1-3-5ローゼン2F	
8	事務所賃料	115,500	R5/8/30	中丸フミ子	大和市大和南1-14-3	
9	月極駐車場代	13,200	R5/8/30	中丸フミ子	大和市大和南1-14-3	
10	会計業務報酬	74,843	R5/11/14	吉原公認会計士税理士事務所	東京都目黒区自由が丘2-14-20不二ビル4F	
11	会計業務報酬	24,948	R5/12/5	吉原公認会計士税理士事務所	東京都目黒区自由が丘2-14-20不二ビル4F	
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	971,101				
	その他の支出	20,827				
	合 計	991,928				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					会議・飲食・弁当	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	28,940				
	合計	28,940				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	会費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	34,000				
	合 計	34,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	印刷物	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	名刺作成費	111,485	R5/12/8	(株) ダイアログ	東京都渋谷区神宮前1-11-11-7F	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	111,485				
	その他の支出	0				
	合 計	111,485				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	宣伝広告費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	両面テープ	16,955	R5/7/26	アマゾンジャパン(同)/	東京都目黒区下目黒1-8-1	
2	SNS用画像デザイン費	71,500	R5/12/8	(株) ダイアログ	東京都渋谷区神宮前1-11-11-7F	
3	タスキ作成費	88,000	R5/12/8	(株) ダイアログ	東京都渋谷区神宮前1-11-11-7F	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	176,455				
	その他の支出	0				
	合 計	176,455				

(その15)

行番号	支出の目的	金額	項目別区分		7. 調査研究費	
			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	研修会費	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	5,000				
	合計	5,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 5月 10日

政治団体の名称 まるたこう一郎後援会

会計責任者の氏名 吉原 弘二



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和6年5月6日

まるところ一郎後援会、
代表 丸田康一郎 殿



将 藤 育

登録政治資金監査人

登録番号 第5435号
研修了年月日 平成30年7月3日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、まるところ一郎後援会の令和5年に係る法第1/2条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、まるところ一郎後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
 - 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
 - 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

3 業務制限

まるたこう一郎後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、まるたこう一郎後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上